



佐賀県立彩志学舎中学校 開校記念式典・入学式

令和6年4月に佐賀県初の夜間中学である佐賀県立彩志学舎中学校が開校しました。
 彩志学舎中学校では、年齢や国籍に関わらず義務教育の学び直しを希望する生徒のみな
 さんが学んでいます。令和6年度は、9月24日まで入学希望者を随時募集しています。

ようこそ！公立学校共済組合へ

も く じ	各種検診事業のお知らせ	2	標準報酬月額の時給決定が行われます	9
	健康・メンタルヘルス事業について	3	公的年金制度のしくみ	10
	健康増進セミナーについて	4	老齢厚生年金の受給開始年齢は…？	11
	健康相談事業のご案内	5	賞付金制度について	12
	短期給付一覧	6～7	RIZAPコラム(ながら運動で代謝アップ)について	13
	被扶養者の認定要件について	8	「グランデはがくれ」よりお知らせ	14～16

令和6年度 各種検診事業のお知らせ

職員の皆様は労働安全衛生法に基づき、年に一度は健康診断を受けて事業主（教育委員会等）に報告していただく必要があります。生活習慣病や、日本人の2人に1人はかかるといわれる「がん」も、早期の状態では無症状であることが多く、自覚症状が出る頃には手遅れとなる可能性もあります。定期的な健康診断やがん検診の受診は、生活習慣病の予防やがんの早期発見・治療に繋がります。

特定健康診査（特定健診）・特定保健指導

・特定健康診査（特定健診）

生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。

- 対象者 40歳から75歳の誕生日を迎える組合員(一般・任意継続・一部の短期)及びその被扶養者
- 自己負担額 無料
- 受診の流れ **【一般組合員】**
定期健康診断又は互助会実施の人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したことになります。
【任意継続組合員・被扶養者】
7月初めに被保険者の所属(任意継続の方は自宅)へ「受診券(セット券)」を発送します。受診の際は「受診券」と組合員証を持参して、指定する各医療機関又は市町の集団健診で受診します。
【一部の短期組合員】
9月終わりに所属あて「受診券(セット券)」を発送します。受診方法は任意継続組合員や被扶養者の方と同じです。

無料で受けられます。

・特定保健指導

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣病の改善がリスク軽減に効果的な方に対して専門職(医師、保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートをします。

- 対象者 特定健診の結果により、保健指導が必要と判断される者
- 自己負担額 無料
- 実施の流れ **【一般組合員】**
所属訪問型、遠隔面談型または医療機関での保健指導のいずれかを選択し、それぞれのプログラムに沿って保健指導を受けます。
【任意継続組合員・被扶養者・一部の短期組合員】
特定健診実施日に初回面談が可能な医療機関を選択した場合は、「セット券」を利用して当日に保健指導を受けることができます。その他の医療機関を受診した場合は、後日共済組合より保健指導「利用券」が届きますので、保健指導を実施している医療機関を予約して実施します。

無料で受けられます。

専門検診事業

注意：クーポン券の再発行はできません。

各検診の補助対象年齢に該当する方には、4月下旬～5月下旬までに「専門検診補助クーポン券」を所属あてに送付していますので、共済組合への申込は不要です。クーポン券をお受け取り後、各自で指定医療機関へのご予約をお願いします。教職員互助会が実施する人間ドック補助と合わせて受診することも可能です。

頭部MRI・MRA検査

年度末年齢

40歳以上の5の倍数の組合員の方々にクーポン券をお配りしています。令和6年度の補助限度額は15,000円です。

乳がん検査

年度末年齢

41歳以上の奇数年齢の女性組合員の方々にクーポン券をお配りしています。令和6年度の補助限度額は5,000円です。

子宮頸がん検査

年度末年齢

20歳以上の偶数年齢の女性組合員の方々にクーポン券をお配りしています。令和6年度の補助限度額は5,000円です。

前立腺がん検査

年度末年齢

50歳以上の男性組合員の方々にクーポン券をお配りしています。令和6年度の補助限度額は2,000円です。

受診期限は令和6年10月31日までとなっています。医療機関により予約状況が異なりますので、お早めに受診をお願いします。

大腸がん検診事業

今年度も「年度当初の年齢が40歳以上で、互助会の人間ドック補助を受けない方」に対し、郵送による大腸がん検診を実施予定です。9月頃に新教育情報システムにて募集を予定しております。

なお、こちらの検診では希望者の自己負担はありません。

無料で受けられます。

令和6年度 健康・メンタルヘルス事業について

近年の国際情勢や経済状況の悪化など、私たちを取り巻く環境は日々変化しており、こうした変化により、心身の不調に悩む人も多いのではないのでしょうか。佐賀支部では、教職員のメンタルヘルスについて様々な事業を展開しています。学校での多忙な日々におけるリフレッシュを目的として、またはメンタルヘルスマネジメントのスキルを身につける機会として、是非ご活用ください。

健康管理・メンタルヘルス講習会

・ラインケア（管理職向け講習会）

職員の身体やこころの健康管理は個人だけの問題ではなく、職場の円滑な職務遂行のためにも、重要な課題です。そのため、職員の健康管理について、指導的な立場にある管理職を対象とした講習会を実施しています。

○実施時期・会場

6月28日(金) 相知文化交流センター
7月17日(水) ゆめぶらっと小城
9月27日(金) グランデはがくれ
いずれの日程も 10:25 ~ 16:20

○講師 公立学校共済組合九州中央病院
メンタルヘルスセンター臨床心理士
中島 美里 先生

医療法人 聖恵会 福岡聖恵病院
副院長・心療内科部長
十川 博 先生



募集依頼は既に新教育情報システムにて配信済みです！

健康・メンタルヘルス出前講座

「組合員のからだの健康づくり」や「メンタルヘルス」についての研修会を開催したい、または「組合員の抱える不安や悩み」について専門職の相談を受けたいといったご要望に対し、「講師の派遣」や「研修会費用の助成」、「相談員の派遣」といったサポートを行っています。

・講師派遣型

所属や教育委員会等が希望する医師・心理師等の講師を共済組合が手配します。研修後の個別相談も可能です。(心理師等に限り)

なお**講師への謝金や交通費は共済組合が負担します。**

無料

で受けられます。

・費用助成型

所属や教育委員会等が「組合員のからだの健康づくり」や「メンタルヘルス」についての研修会を開催する場合にその費用の一部を助成します。(最大3万円まで)

・相談員派遣型

所属や教育委員会等より申請を受け、臨床心理士や保健師等を所属に派遣することで教職員が抱える不安や悩みの早期解決の手助けをします。

なお**相談員への謝金や交通費は共済組合が負担します。**

無料

で受けられます。

申請書等の様式は二次元コードより、支部ホームページをご確認ください！



・セルフケア（全組合員向け講習会）

メンタルヘルスクエアを行うには、基本的な知識を持つことと、セルフケアの方法を身につけることが大切です。ここでは基本的な知識と各テーマに沿った講習会、ヨガやアロマセラピーを活用した体験型セミナーを行います。

○実施時期・会場

6月19日(水) グランデはがくれ
8月 2日(金) 相知文化交流センター
8月20日(火) ゆめぶらっと小城
いずれの日程も 13:25 ~ 16:35

○講師 公立学校共済組合九州中央病院
メンタルヘルスセンター

公認心理師・臨床心理士

高田 美穂子 先生

中島 美里 先生

株式会社生活の木 生活の木熊本鶴屋店

中島 祥子 氏

YOGA STUDIO CALM 代表

重松 寛道 氏

教職員民間医療機関

メンタルヘルス相談室について



6月中に上記のクリアファイルを全組合員へ配付しています。

佐賀支部のメンタルヘルス相談室事業では、利用可能な医療機関が県内で9か所あり、公立学校共済組合佐賀支部の組合員とその被扶養者であれば、相談料は**無料**です。また、**回数制限もありません。**

その他にも公立学校共済組合本部が実施するメンタルヘルス事業や、九州中央病院が実施する事業についても、こちらのクリアファイルにてご紹介しております。



令和6年度 健康増進セミナー

・睡眠をテーマにした内容

忙しい日々の中で、睡眠を満足に取ることができていない方が多くなっております。そのため、睡眠の質を上げ、満足した睡眠を毎日取ってもらえるように、睡眠についての知識や、その睡眠を習慣化していくことができるような具体的な方法を提案する形でセミナーを行います。

- 実施時期 8月28日(水) 午後
- 会場 ゆめぶらっと小城
- 講師 株式会社ニューロスペース
小林 孝徳 氏

YOGA STUDIO CALM
重松 寛道 氏



最近よく眠れていますか？
この機会にご自身の睡眠を見直してみませんか？

・栄養と運動をテーマにした内容

栄養の偏り、運動不足などが懸念されているため、忙しく働いている中でも取り入れやすい食事法や、運動をお伝えして、実際に体験することによって、健康維持について考えていただき、食事・運動を習慣化させていただけるようなセミナーを行います。

- 実施時期 7月30日(火) 9:30 ~ 16:50
- 会場 グランデはがくれ
- 講師 株式会社ルネサンス

株式会社タニタヘルスリンク

RIZAP株式会社
パーソナルトレーナー



両日とも簡単な運動を行いますので
動きやすい服装でご参加ください。

セミナーの開催日に会場に行くのは難しい…
自宅で、家族と一緒に視聴ができればいいのになあ…



そんなあなたに朗報です！

**健康増進セミナーの
オンライン配信&アーカイブ配信がご利用いただけます！！**



・オンライン配信

セミナー当日の会場におけるニューロスペースとRIZAPの健康セミナーの様子を、所属等のパソコンからご覧いただけます。

・アーカイブ配信

セミナーの内容を録画したものを、後日動画配信します。視聴期間はニューロスペースが半年、RIZAPが1か月となり、期間内であれば何度でもご覧いただくことが可能です。

設定や視聴方法など、配信の視聴に関するお知らせは別途通知予定です。

※いずれの配信においても、視聴する際の通信料は、視聴される方のご負担となります。予めご了承ください。

今年もやります！

令和6年度 ライフプラン推進事業

例年開催しておりますライフプラン推進事業について、今年も退職準備型、生活充実型ともに開催を予定しています。

生活充実型は全年代を対象とし、退職準備型は50歳代以上の方を対象としております。

共済の被扶養者の方も参加可能です！

開催日時

○生活充実型

ファイナンシャルプランナーによる資産形成を実施します！

7月24日(水) 会場：グランデはがくれ

○退職準備型

退職後の医療保険制度や身体健康測定、ライフプランセミナーを実施します！

【第1回】 8月22日(木) 会場：グランデはがくれ

【第2回】 9月17日(火) 会場：ゆめぶらっと小城

【第3回】 10月 8日(火) 会場：グランデはがくれ



公立学校共済組合本部の健康相談事業のご案内

LINEを使ったメンタルヘルス相談 (心ほっとサポート@公立学校共済)

教育現場で働く皆さまのLINEによるメンタルヘルス相談窓口です。「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、親身になってあなたの悩みにお応えします。

土～月曜日 18:00～22:00
(祝日・年末年始を含む)

利用時間1日1回30分～60分

※利用対象者は組合員のみ



電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

TEL 0800-700-5680 通話料無料

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00
(祝日・年末年始を除く)

利用時間 1日1回20分程度

電話相談 月～土曜日 10:00～20:00
(祝日・年末年始を除く)

利用時間 1回50分程度

面談によるカウンセリングは

1人年間5回まで無料

面談は全国主要都市の契約

カウンセリングルームにて実施

Web相談 (こころの相談)

電話で、メンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

臨床心理士が3営業日以内を目途に個別に回答。

ログイン番号 783269



組合員、被扶養者の皆様のためのサービスです。
お気軽にご利用下さい。



教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休でお応えします。

TEL 0800-777-8349 通話料無料

一般健康相談、専門医相談(予約制)

小児救急相談に対応

利用時間 1回20分程度

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けのサービスです。(予約制)

TEL 0120-215-579 通話料無料

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)

利用時間 1回20分程度

※利用対象者は女性のみ

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネージャーや社会福祉士がお応えします。

TEL 0120-515-579 通話料無料

月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)

利用時間 1回20分程度

公立共済メンバーズカードのお知らせ

公立共済メンバーズカードとは

入会金や年会費が無料ながら、旅行やショッピングなどにも便利なサービス・特典が付いた組合員及び退職された方のためのクレジットカードです。

このカードをご提示いただくと、公立学校共済やすらぎの宿をご利用の際に組合員料金の適用を受けることができます。

また、公立学校共済組合の直営病院でのお支払いの際もご利用いただけます。(病院での受診時には、組合員証も必要となります)

特典・付帯サービスについて

1. 入会金・年会費 **永年無料**
2. 空港ラウンジが**無料**で利用可能
3. ポイント加算倍率 最大2.5倍
4. 年会費無料で家族カードを3枚まで発行可能
5. カードで購入した商品に破損や盗難等があれば、最大300万円の保証付き



お申込みはこちらから！



短期給付一覧

組合員及び被扶養者が病気やケガ

【給付対象者】 黒字：組合員 緑字：被扶養者 青字：共通

給付事由	給付名	給付概要	請求方法
病気や負傷	療養の給付 家族療養の給付	組合員(被扶養者)が病院で組合員証を使用して診療を受けたとき 給付額 総医療費のうち7割を共済が負担(3割窓口負担) ※被扶養者が6歳に達する日以降の年度末まで(2割窓口負担) 70歳以上(現役並み所得者を除く)(2割窓口負担)	自動給付
	入院時食事療養費	組合員(被扶養者)が病院で食事療養を受けたとき 給付額 食事に要した費用から自己負担額(原則として1食につき460円)を控除した額を共済が負担	
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	組合員(被扶養者)が重度の障害等により医師の承認を受けた上、自宅において指定事業者から指定訪問看護を受けたとき 給付額 指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済が負担	
	一部負担金払戻金☆ 家族療養費附加金☆	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が、25,000円(注1)を超えているとき 給付額 窓口負担額(3割)から25,000円(注1)を差し引いた額(100円未満切捨て)	
	高額療養費	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が一定額(注2)を超える場合 給付額 窓口負担額のうち自己負担限度額(注2)を超えた額	
病気や負傷	療養費 家族療養費	①組合員(被扶養者)がやむをえない事情により組合員証を使用しないで病院で受診したとき ②組合員証(被扶養者証)が使用できないもののうち、医師が治療上必要と認めた場合(コルセット等の治療用装具、はり、きゅう、マッサージ等) ※①②ともに共済組合が認めた場合 給付額 総医療費のうち7割を共済が負担(3割は自己負担)	請求書提出(注5)
出産したとき	出産費(同附加金☆) 家族出産費(同附加金☆)	組合員(被扶養者)が出産したとき(出産のみでなく、死産および妊娠85日以上の流産も対象となります) 給付額 488,000円(附加金50,000円) ※産科医療補償制度対象分娩の場合、12,000円を加算して50万円を支給	
出産手当金	組合員が出産のために学校等を休み、給与が減額されたとき 給付期間 出産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、出産後56日 給付額 1日につき「出産手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額」の平均額 × 1/22 × 2/3		
死亡したとき	埋葬料(同附加金☆) 家族埋葬料(同附加金☆)	組合員(被扶養者)が死亡したとき 給付額 50,000円(附加金25,000円)	
	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額 標準報酬の月額額(注4)	
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額 標準報酬の月額額(注4)の7割	

(公務時以外)、出産、死亡等のときに次の給付が受けられます。

給付事由	給付名	給付概要	請求方法
休業したとき	育児休業手当金	組合員が育児休業をした場合 給付期間 対象となる子が1歳に達するまでの期間(ただし、子が1歳に達した日後について保育所に入所できない等、特別の事情に該当する場合に限り、最大2歳に達する日まで延長) 給付額 1日につき 最初の180日までは標準報酬の日額 ^(注3) × 67 / 100 180日経過後標準報酬の日額 ^(注3) × 50 / 100 (給付上限相当額あり)	請求書提出 ^(注5)
	介護休業手当金	組合員が介護休業をした場合 給付期間 介護休業の日数を通算して66日をこえないもの 給付額 1日につき標準報酬の日額 ^(注3) × 67 / 100 ※報酬の一部が支給される場合は、給付額が調整されます。	
	傷病手当金 (同附加金 [☆])	組合員が公務によらない病気やけがで勤務できなくなったとき 給付期間 傷病手当金 1年6月 同附加金 6月(上記終了後)(退職後は給付対象外) 給付額 1日につき「傷病手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額の内平均額」 × 1 / 22 × 2 / 3	
災害に遭ったとき	災害見舞金	組合員が災害により、住居や家財に損害を受けたとき (損害の程度により給付されない場合もあり、現地調査が必要となりますので、事由が発生した場合はすぐに電話連絡してください) 給付額 損害の程度により標準報酬の月額 ^(注4) の3ヵ月分～0.5ヵ月分	

※ ☆印は法定給付に上乗せして、公立学校共済組合が独自に行っているものです。(附加給付)

(注1)標準報酬の月額が530,000円以上の場合は50,000円となります。

(注2)高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の者)

所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当 [※]
ア	830,000円以上	252,600円+ (総医療費—842,000円) × 0.01	140,100円
イ	530,000円以上	167,400円+ (総医療費—558,000円) × 0.01	93,000円
ウ	280,000円以上	80,100円+ (総医療費—267,000円) × 0.01	44,400円
エ	280,000円未満	57,600円	44,400円

※ 多数回該当・・・診療月を含む過去1年以内の高額療養費給付が3回以上ある場合の4回目以降

(注3)標準報酬の日額・・・標準報酬の月額 ÷ 22

(注4)標準報酬の月額・・・実際に支給された全ての報酬月額を標準報酬等級表にあてはめて決定する額

(注5)請求行為(請求書提出)により支給される給付金は、その給付事由が生じた日から2年以内に請求しなければ、時効により給付金を受給する権利が消滅します。



被扶養者の認定要件を確認してみましょう!!

《被扶養者の認定取消手続きが必要となる事例》

取消事由	事 例	取 消 日
就 職	就職や結婚等により他の健康保険（社会保険）に加入したとき (年間収入が130万円未満であっても社会保険の被保険者になれば取消となります。)	就職日（婚姻日） 社会保険資格取得日
収入超過	(60歳未満の被扶養者) アルバイト等による収入が年額130万円以上又は 月額108,334円以上の収入が見込まれるとき	就労初日
	(60歳以上及び障害年金受給対象者) 年額180万円以上が見込まれるとき ※遺族年金、障害年金も含まれます。 アルバイト等による収入がある者が年金支給開始となり、 年金額と収入額の合計年額が180万円以上又は月額15万円以上 が見込まれるとき	年金証書・年金改定通知書等の受領日
	月額108,334円以上の収入が3か月連続で超えたとき (60歳以上は月額15万円以上)	4か月目の初日
	雇用保険(失業等給付)の基本手当日額が3,612円以上(60歳以上は5,000円以上)のとき(待機期間、給付制限期間は支給されないため、被扶養者として認定できます。)※傷病手当金も同じ	受給開始日
別 居	同居を条件とする被扶養者と別居したとき	別居の日
送 金	別居している父母等への送金額が認定要件の基準額未満になったとき ※基準額＝収入合計額(送金額を含む)の3分の1以上	認定要件の基準額未満になった月の初日

【認定申告について】

※原則として、「主として組合員の収入によって生計を維持している者」であること。

離職等により被扶養者の資格要件を備えた場合は、その事実の生じた日から**30日以内**に、所属所を經由して被扶養者の認定申告を行ってください。

30日を超えて申告された場合は、**所属所長が受け付けた日が認定日となります**ので、ご注意ください。

【被扶養者証について】

必ず回収して、申告書に添付して下さい(回収日を記入のこと)。また、高齢者受給者証、限度額認定証も忘れずに返納してください。

【年収の壁パッケージについて】

人手不足等により一時的に就業時間が増えることにより月額(年額)を超える場合、対象になります。

毎年9月に標準報酬月額の時決定が行われます

年1回、組合員が実際に受けている報酬に見合った標準報酬額となるように見直しを行うことを「**時決定**」といいます。



●時決定の対象となる方

毎年7月1日において、組合員である方（休業・休職中の方を含みます）
ただし、次に該当する方は、その年の時決定は行いません。

- ・6月1日から7月1日までの間に、組合員の資格を取得した方
- ・7月から9月までの間に随時改定、育児休業終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

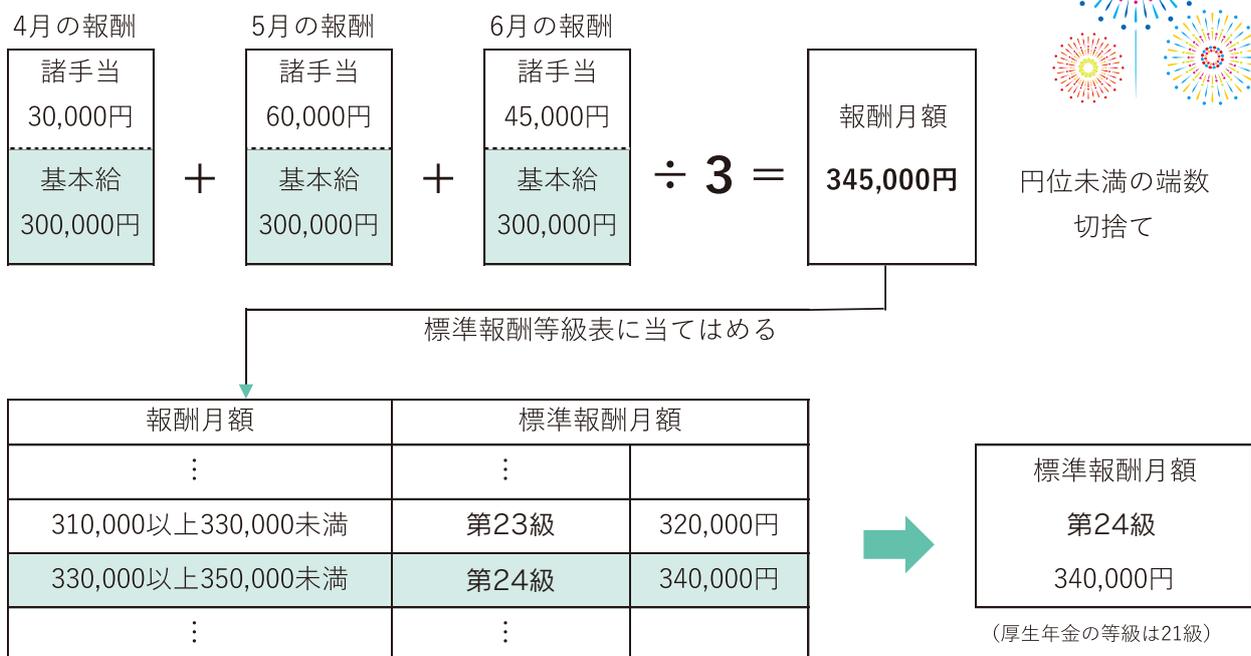
●時決定の適用時期

決定された標準報酬月額は原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。
(10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます)

●算定方法

4月、5月、6月の3か月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。
ただし、この3か月間に支払基礎日数が17日未満の月があるときは、その月を除いて算定します。
※短時間労働者(4分の3未満)については支払基礎日数が11日未満となります。

時決定の算定例



※等級は短期給付の等級を例示しています。

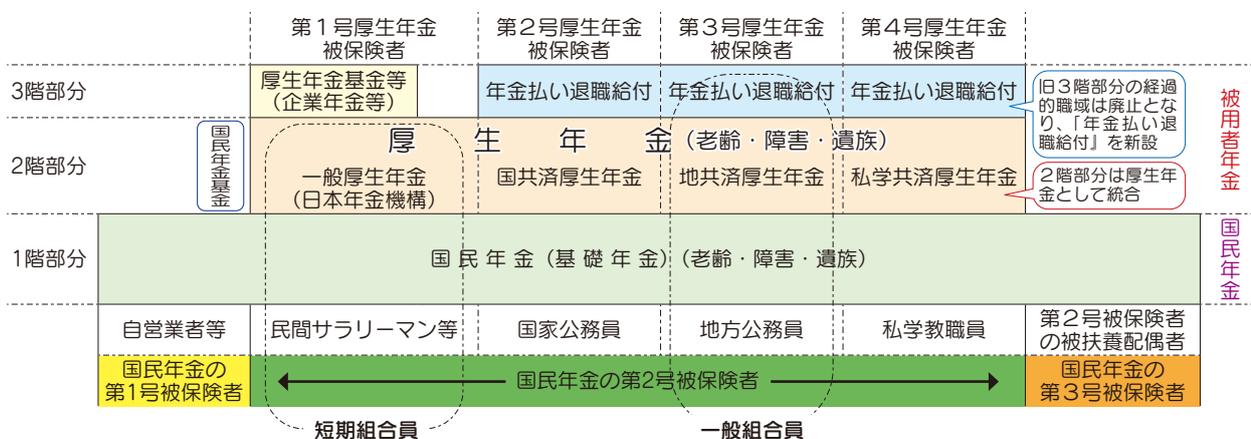
※決定された標準報酬額は、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬となり、その間の掛金は、毎月の給与から控除されます。

公的年金制度のしくみ

公的年金は国民年金と被用者年金に分けられ、国民年金は日本国内に住所を有する20歳～60歳未満の者全員に加入義務があります。

また、被用者年金は、サラリーマンや公務員等を加入対象とし国民年金に上乗せして支給されます。

【年金イメージ図】 被用者年金一元化後（平成27年10月～）



- 年金制度は上図のように3階建てになっています。
- 2階部分は、被用者年金制度の一元化により、平成27年10月1日に共済年金制度は厚生年金制度に統一されました。公務員や私学教職員も70歳まで加入することができ、基礎年金に上乗せする「厚生年金」部分となります。
- 3階部分は、私たちが加入する共済組合独自の年金です。一元化により従来の職域年金部分は廃止され、新3階部分として「年金払い退職給付」が新たな公務員制度（年金制度）として創設されました。

一般組合員・短期組合員とは 任用形態によって適用される社会保険制度が異なります。

- 一般組合員は、「健康保険」と「年金」の両方とも『公立学校共済組合』に加入します。
- 短期組合員は、「健康保険」のみ『公立学校共済組合』に加入し、「年金」は『日本年金機構（一般厚生年金）』に加入します。

組合員種別	任用形態	社会保険制度	
		年金	健康保険
一般組合員	・ 正規職員 ・ 再任用フルタイム職員	公立学校共済組合 (公務員厚生年金)	公立学校共済組合
短期組合員	・ 臨時的任用職員（雇用期間2か月1日以上の条件あり） ・ 会計年度任用職員 ※1	日本年金機構 (一般厚生年金)	

※1 会計年度任用職員の社会保険適用には、週20時間以上勤務、報酬月額88,000円以上、雇用期間2か月1日以上の条件あり。

再就職により年金が支給停止されることがあります

老齢・退職給付の年金受給者が以下①～③のいずれかに該当する場合は、在職中、年金と給与の合計額により、**年金の全部または一部が支給停止されることがあります。**

- ① 厚生年金保険の被保険者（一般厚生年金（民間等）、公務員厚生年金（地方・国）、私学厚生年金）
※ 障害給付の年金受給者も対象です。
- ② 国会議員・地方議会議員の方
- ③ 厚生年金保険の適用事業所に勤務する70歳以上の方

◎ 年金の支給停止額（令和6年4月分から）の計算方法は？

$$\text{支給停止額（月額）} = \{ (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額}) - \text{基準額「50万円」} \} \div 2$$



用語解説

- 基本月額とは・・・「老齢厚生年金（加給年金額、経過的加算の額を除く）÷12」の額です。
- 総報酬月額相当額とは・・・「その月の標準報酬月額」と「直近1年間の標準賞与額÷12」を合わせた額です。
- 基準額とは・・・厚生年金と総報酬月額相当額のひと月の限度額です。令和6年度は月額50万円です。
※ 基準額は毎年変動があります。（参考：令和5年度は月額48万円。令和4年度は月額47万円。）
※ 令和4年4月分から、65歳未満も65歳以上と同じ基準額に引上げられ、賃金や物価の変動により変更されます。

全額支給停止・全額支給の対象

- 退職共済年金（経過的職域加算額）及び退職年金（年金払い退職給付）の支給調整については、以下のとおりです。
- 公務員厚生年金（地方・国）の被保険者である場合・・・基本月額及び総報酬月額相当額にかかわらず【全額支給停止】となります。
- 公務員厚生年金（地方・国）の被保険者でない場合・・・基本月額及び総報酬月額相当額にかかわらず【全額支給】となります。

老齢厚生年金の受給開始年齢は・・・？

○老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

老齢厚生年金の受給開始年齢は原則65歳からです。

また『特別支給の老齢厚生年金』は、生年月日に応じて支給開始年齢が異なり、支給要件を満たせば下表の支給開始年齢から65歳に達するまで支給されます。(特別支給は繰り下げすることはできません。)

老 齢 厚 生 年 金 の 支 給 要 件

- ①生年月日に応じた支給開始年齢以上であること
- ②厚生年金被保険者期間が1月以上（特別支給の場合は1年以上）であること
- ③受給資格期間（注1）が10年以上あること



注1) 公的年金を受給する資格があることを判定するための期間をいいます。厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料を納めた期間や納付を免除された期間などを通算して10年以上あれば受給資格を満たしていることとなります。

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

生年月日	特別支給の老齢厚生年金年齢	本来支給の老齢厚生年金年齢
昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日生まれ	64歳	65歳～
昭和36年4月2日 以後生まれ	—	65歳～

(注) 在職中に老齢厚生年金の受給権が発生した場合は、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。
なお、65歳未満の方に支給される『特別支給の老齢厚生年金』は繰下げ支給制度は適用されません。

退職時（年度末・年度途中）の年金関係書類提出一覧

組合員種別	対象	提出書類	備考
一般組合員のみ	年金を受給（決定）している方	<ul style="list-style-type: none"> ・退職届書 ※1 ・就職予定調査票 ※1 ・履歴書の写し ※2 	既に「決定」している年金の「改定」手続きを行います。
	※在職中のため支給停止となっている方を含む。	<p>◎以下は、H27.10月以後1年以上引き続き組合員期間があり、65歳に達して退職される方が必要な提出書類です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職年金（年金払い退職給付）決定請求書 ※3 ・終身退職年金・有期退職年金「改定」請求書 ※3（該当者のみ） ・退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 ※4（該当者のみ） ・退職所得の源泉徴収票の写し ※4（該当者のみ） 	公務員独自の年金部分（3階部分）の「決定」または「改定」手続きを行います。
一般組合員のみ	年金を受給（決定）していない方	<ul style="list-style-type: none"> ・退職届書 ※1 ・履歴書の写し ※2 	将来の年金請求に備えて年金待機者として登録を行います。
一般短期※6組合員	公立学校共済組合佐賀支部組合員から他の共済組合員※5となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員転出届書 ※1 ・履歴書の写し ※2 	他の共済組合員 ※5となる方は、正規、非正規を問いません。

※1 様式は、ホームページからダウンロードを行い、原則として退職日より1週間以内に提出してください。

※2 履歴書は、退職日までの記載があること。(令和5年度末退職者より、所属長の奥書証明は不要です。)

※3 様式は、該当者のみ当共済組合から送付します。

※4 様式は、該当者のみ当共済組合から送付します。※3の決定請求書で、有期退職年金を「一時金で受給」選択された場合のみ提出が必要です。

※5 他の共済組合員とは、他県の公立学校共済組合、地方職員共済組合（知事部局）、市町村職員共済組合（市町教育委員会等）、国家公務員共済組合（佐賀大学附属学校等）、警察共済組合等に転出される方です。（日本私立学校振興・共済事業団は含みません。）

※6 短期組合員（臨時的任用職員・会計年度任用職員）で退職される方は、「短期組合員用退職届書」を提出してください。（添付書類不要）

【問合せ先】公立学校共済組合佐賀支部 給付課 年金担当 TEL 0952-25-7225

貸付金制度について

貸付金は、「一般貸付」や「住宅貸付」など用途に応じて貸付種別が異なります。

貸付種別によって、貸付限度額や申込時の添付書類が異なりますので、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。



(令和6年4月1日現在)

貸付種別	貸付事由の要旨	貸付限度額	償還回数	利率(年利) ※1
一般貸付	組合員が臨時に資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.32%
特別貸付	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合(再任用職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員等)	給料月額×3/10× 残任期月数 ただし、200万円まで	残任期月数 以内	1.32%
住宅貸付金	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修(以下「新築等」という。)をするため資金を必要とする場合	組合員期間に応じた額と 仮定退職手当の額の いずれか高い額。ただし、 1,800万円まで	360回以内	1.32%
住宅災害貸付	組合員が自己の用に供するための住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅の新築等をするために資金を必要とする場合	住宅貸付に係る貸付 限度額の2倍に相当する 額。ただし、1,900 万円まで	360回以内	0.99%
在宅介護対応 住宅貸付	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅又は介護に必要となる機器が設置された住宅の新築等をするための資金を必要とする場合	300万円	360回以内	1.06%
教育貸付	組合員又はその被扶養者若しくは子、孫若しくは兄弟姉妹等で次の教育機関で修学するため組合員が資金を必要とする場合。①小学校、中学校及び義務教育学校(学校教育法第1条)、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部除く)及び大学及び高等専門学校(学校教育法第1条)、②専修学校(学校教育法124条)、③予備校などの各種学校(学校教育法第134条)、④海外の教育機関(留学期間が3か月以上で、正規の修業年限が1年以上ある教育機関)	550万円	250回以内	1.32%
災害貸付	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	0.99%
医療貸付	組合員又はその被扶養者若しくは配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)で被扶養者でない者が療養(高額医療貸付けの対象となる療養を除く。)を受けるため組合員が資金を必要とする場合	120万円	110回以内	1.32%
結婚貸付	組合員又はその子が結婚をするため組合員が資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.32%
葬祭貸付	組合員がその被扶養者又は配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)で被扶養者でない者の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.32%
高額医療貸付	地方公務員等共済組法第62条の2に規定する高額療養費の支給の対象となる療養を受けるため組合員が資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費 支給時に一括 して控除	無利息
出産貸付	地方公務員等共済組法第63条に規定する出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産(出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。)に係る支払のため組合員が資金を必要とする場合	出産費又は 家族出産費相当額	出産費又は家 族出産費支給 時に一括して 控除	無利息

※1 表中の年利については、貸付金保険料の一部として0.06%が加算されています。

※2 貸付金の額は10万円単位(高額医療貸付、出産貸付を除く)です。

公立学校共済組合佐賀支部 貸付担当
TEL : 0952-25-7225 FAX : 0952-25-8133





RIZAP
トレーナーが伝授



公立学校共済組合佐賀支部 × RIZAP コラボ

日常動作をトレーニングに! ながら運動で代謝アップ!

運動したいけどなかなか時間を作れない方や、運動が苦手な方、
きついトレーニングはしたくないという方、必見!
日常動作のちょっとした意識で消費カロリーアップにつなげましょう!

立ちながら手軽にトレーニング!

消費カロリーアップ

姿勢改善

腰痛予防

グッドモーニング



Step 1

立った状態で足を腰幅程度に開き、そのまま両手を頭の後ろで組み、胸を張る。



Step 2

目線が下がらないように、胸を張ったままお辞儀をするように90°上半身を前に倒していく。



Step 3

ゆっくりと上半身を起こす。



Step 4

②③を繰り返す。

解説付きワンポイントレッスンはコチラ▶

▶Point!

腰が反りすぎたり、猫背にならないよう、常にお腹に力を入れた状態で行うよう意識しましょう。

反り腰



猫背



◀一緒にチャレンジ!



※本動画の視聴期日は2025年3月末です。コード読み取りまたはクリックしてご視聴いただけます。

「グランデはがくれ」 法事利用補助事業

「グランデはがくれ」で
法事(法要後の会食)を利用された組合員様に、
ご利用金額の半額(※上限5万円)の補助が出ます。

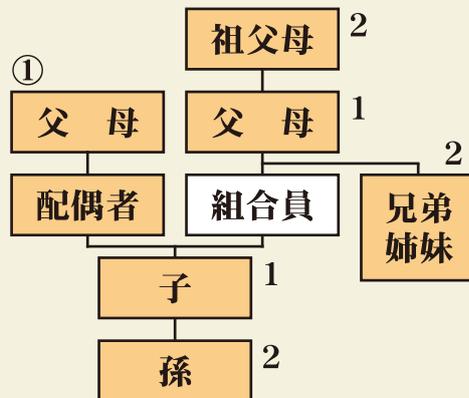
補助条件 次のすべての条件を満たす場合に補助が出ます。
①法事の故人が、**組合員の親族等(※1)**の場合。
②施主が、**組合員、組合員の配偶者、父母(姻族を含む)、組合員の兄弟姉妹、組合員の祖父母**の場合。
③**組合員が法事の経費を負担する場合。**
※親族以外が多数集まることを目的とする「偲ぶ会」、「お別れの会」等は対象外となります。

補助額 ご利用金額の2分の1
(上限5万円、1,000円未満切り捨て)

申請方法 「グランデはがくれ」にご予約の際、補助を利用されることをお伝えください。当日までに「法事利用補助事業申請書」を「グランデはがくれ」にご提出ください。
※「法事利用補助事業申請書」は、「グランデはがくれ」にもご用意しております。
※申請の際、「組合員証」のご提示をお願いします。※領収書の宛名は申請される組合員様の氏名が記載されます。

補助方法 当該組合員様の法事利用に係る経費から上記の補助額を差し引いた金額をお支払いくださいませ。

(※1) 組合員の親族等



※1 組合員の親族等とは、組合員の配偶者、父母(姻族を含む)、子、兄弟姉妹、孫、祖父母(上図を参照)。

ご法宴のご案内

■ 思い出のひとつ、大切なお席に、まごころ込めたおもてなしをいたします。

当ホテルでご注文をいただいた返礼品も補助の対象になります。

※詳しくはお問い合わせください。



法要特別会席 **牡丹** ぼたん
お一人様 **7,700円**



法要会席 **蓮華** れんげ
お一人様 **5,500円**

※掲載の料金には、消費税とサービス料が含まれています。
※写真はイメージです。
※季節によって料理の内容は異なります。



HOTEL
グランデはがくれ

ご予約・お問い合わせは
TEL 0952-25-2212

〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号
<https://www.grande-hagakure.com/>
佐賀駅南口徒歩6分。駐車場170台完備。

Bridal Fair

幸せな人生のストーリーを
紡いでいくウェディング

2024
SUMMER

Best Wedding for you



婚礼料理の試食を楽しむ
会場見学や衣装も試着できる
体験型ブライダルフェア

2024 7/28 [日]

8/25 [日]

9/23 [月・祝]

11:00~15:00

結婚式はお二人の大切な時間。
「料理にこだわりたい」「写真は記念の場所で」
「お花で理想の空間を作りたい」
「サプライズで感動を届けたい」etc...
あなたにとって一番の結婚式を
真心込めて寄り添い演出します。



HOTEL
グランデはがくれ
GrandeHagakure

■ご予約・お問い合わせ
TEL0952-25-2212
www.grande-hagakure.com
✉info@grande-hagakure.com
〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号

ホームページはこちらから！

グランデはがくれ 🔍 検索



 Instagram
Instagramで最新の
情報をチェック!!





WONDERFUL TIME
BEST WEDDING FOR YOU



Bridal Report
私たち「グランデはがくれ」で結婚しました。2023.12.1

田崎 耕史・美咲 ご夫妻

Tasaki Koushi・Misaki

12月1日(金)に田崎家と樋口家の結婚式及び披露宴を行いました。親族と友人数名の40人ほどの小さな式でしたが、とても温かく、自分たちらしい式にすることができました。

はじめは結婚式をすること自体悩んでいました。しかし、プランナーの秀島さんから「結婚式は家族に感謝を伝える場にしてほしい」と言われ、グランデはがくれで式を挙げることを決意しました。確かに準備は大変でしたが、衣装選びやゲストの喜ぶ顔を想像しながら構成を考えるなど楽しい時間を過ごすこともできました。この結婚式を通して二人の絆も深まりました。秀島さんをはじめ、私たちに関わっていただいた全ての方に感謝しています。

これから大変なことも二人で乗り越え、幸せな家庭を築いていきたいと思います。

大満足の結婚式でした♥



Check!

① 大満足! 「教職員様限定ウェディングプラン」もございます。

新郎新婦またはご両親様が佐賀支部組合員の場合は、最大20万円の補助があります。

ベストレート保証

② 「直接予約で一番お得に!!」

他のブライダル情報サイトやブライダルカウンターなどからの紹介でご来館された場合より、当ホテルの公式ホームページからご予約頂いた場合が一番お得なプランをご用意できます。

お得なプランを
早速チェック!



HOTEL
グランデはがくれ
Grande Hagakure